相模原市役所周辺危険木伐採業務委託　仕様書

1　目的

相模原市役所周辺危険木伐採業務委託について、必要な事項を定めるものとする。

2　履行場所

相模原市役所第２，３駐車場及び青少年相談センター（別紙作業位置図のとおり）

3　履行期間

契約締結日から令和９年２月１２日まで

4　業務内容

相模原市役所周辺の危険木の伐採

5　作業内容

（1）相模原市役所第２，３駐車場及び青少年センターの腐朽している計１１本の樹木の伐採を行い、駐車場や歩道の安全性及び駐車場出入口の視認性を確保する。

（2）作業は原則として土曜日、日曜日及び祝日とし、受注者は次の各号に定める事項について作業計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

ア　業務委託名称、契約者名及び契約期間

イ　現場責任者名

ウ　作業工程表

エ　緊急連絡体制

6　樹木情報

場所	図面番号※	内容	本数
第２駐車場	2	危険木伐採（C=230 ㎝　サクラ）	１本
	1	危険木伐採（C=350 ㎝　サクラ）	１本
第３駐車場	10	危険木伐採（C=55 ㎝　サクラ）	１本
	11	危険木伐採（C=150 ㎝　サクラ）	１本
	8	危険木伐採（C=192 ㎝　サクラ）	１本
	9	危険木伐採（C=216 ㎝　サクラ）	１本
青少年相談センター	3	危険木伐採（C=163 ㎝　サクラ）	１本
	5	危険木伐採（C=212 ㎝　サクラ）	１本
	6	危険木伐採（C=219 ㎝　サクラ）	１本
	7	危険木伐採（C=242 ㎝　サクラ）	１本
	4	危険木伐採（C=248 ㎝　サクラ）	１本

※　別紙作業位置図上の番号

7　作業上の注意事項

（1）作業に当たっては、周囲の状況に気を配り通行人や駐車車両に十分注意すること。

（2）第2，3駐車場及び青少年相談センター内に車両を止める際は、事前に発注者と調整すること。

8　疑義等の解決

本仕様書に記してない事項及び本契約上の疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

9　管轄裁判所

本契約について、訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。